

## 一般質問と答弁

# 平成30年度からの英語教科化 子どもや先生への負担軽減は



山崎 きよ 議員

平成32年度から小学校で英語が教科になる。町は30年度から先行実施するといふが、その理由は。

藤岡教育長

現在は小学校高学年のみでから、中学校で英語を学ぶようになっている。しかし、平成32年度の5・6年生は、英語に親しむ活動がなく教科になるので、児童の負担を考えて先行実施することにした。

山崎議員

ほとんどの小学校教員は英語教員免許を取得していない。全国的なアンケート調査でも6割の先生が自分の英語力に自信がないと回答している。

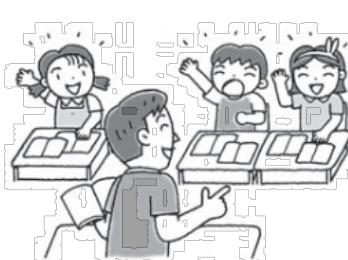
山崎議員

平成30年度からの国保の県移管にあたり、減免の適用基準を所得水準で明らかにできないか。

藤岡教育長

担任の語学力を補う仕組みは必要である。現在実施している「外国語教育コア・エリア実践研究指定事業」をフルに活用し、指導力を向上についても議論を深めてもらいたいと考える。

山崎議員



医療費無償化のペナルティ廃止分を少子化対策に

山崎議員

一部の市町村ではペナルティ一分を一般会計から法定外繰り入れしているが、町は行っていないので、これまで通り、医療費へ充当することになる。

中嶋町民課長

されるものではなく、滞納者の財産調査、第2次納税義務者の有無、捜索や臨場調査などによる生活実態の把握により資力の回復が見込めないと判断される場合に限定される。

議員の言う14万500円は差し押さえ禁止範囲を定めたものであって、執行停止に適用するものではないと考える。

中嶋町民課長

平成29年11月に策定された県の運営方針には保険税減免基準の統一の項目がある。のことから平成30年度以降、県から統一的な基準が示されると考えられる。

山崎議員

国税徴収法には「滞納処分の執行によってその生活を著しく窮屈させるおそれがあるときは、執行を停止することができる」とある。国税庁は、その金額的な基準は「1か月当たり納税者本人につき10万円、生計を一本にする親族1人につき4.5万円（例えば、2人世帯で14万5千円）」であることを明らかにした。

町もこの基準に該当する場合は、執行停止にすべきではないか。

中嶋町民課長

執行停止は一律的に判断されるものではなく、滞納者の財産調査、第2次納税義務者の有無、捜索や臨場調査などによる生活実態の把握により資力の回復が見込めないと判断される場合に限定される。

議員の言う14万500円は差し押さえ禁止範囲を定めたものであって、執行停止に適用するものではないと考える。

年間35時間、授業時数が

山崎議員

山崎 きよ 議員

休みの短縮や土曜日復活、帯時間（※）の活用で対応している。子どもや先生に負担が増えるのではないか。

増える。他の自治体では夏休みの短縮や土曜日復活、帯時間（※）の活用で対応している。子どもや先生に負担が増えるのではないか。

（※）登校後1時間目が始まる前などに、10～15分程度の時間を活用すること。週並ぶことから、こう呼ばれる。

山崎議員

国税徴収法には「滞納処分の執行によってその生活を著しく窮屈させるおそれがあるときは、執行を停止することができる」とある。国税庁は、その金額的な基準は「1か月当たり納税者本人につき10万円、生計を一本にする親族1人につき4.5万円（例えば、2人世帯で14万5千円）」であることを明らかにした。

町もこの基準に該当する場合は、執行停止にすべきではないか。

中嶋町民課長

執行停止は一律的に判断

されるものではなく、滞納者の財産調査、第2次納税義務者の有無、捜索や臨場調査などによる生活実態の把握により資力の回復が見込めないと判断される場合に限定される。

議員の言う14万500円は差し押さえ禁止範囲を定めたものであって、執行停止に適用するものではないと考える。

議員の言う14万500円は差し押さえ禁止範囲を定めたものであって、執行停止に適用するものではないと考える。